

議案第 16 号

議決第 号

始良市地域下水処理事業の管理等に関する条例の一部を改正する条例
の件

始良市地域下水処理事業の管理等に関する条例の一部を改正したい。よって、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の
議決を求める。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市地域下水処理事業の管理等に関する条例の一部を改正する条例

始良市地域下水処理事業の管理等に関する条例（平成22年始良市条例第180
号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受
けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。